

大阪府都市計画審議会における
大阪市関連議案について（報告）

大阪都市計画道路の変更について

平成21年12月16日

1 大阪都市計画道路の変更について

(1・4・4号大阪堺線の環境施設帯の追加)

(1) 変更理由

高速道路沿道における環境保全のため、環境施設帯を設けようとするものである。

(2) 変更内容

一部区間の幅員の変更

- ・大阪市西成区北津守四丁目及び長橋三丁目地内
幅員 20mの環境施設帯を 1カ所追加 (延長約 70m)

この追加により、大阪堺線における幅員 20mの環境施設帯の延長は、約 1,790m から約 1,860mとなる。

(3) 変更に係る区域

大阪市西成区北津守四丁目及び長橋三丁目地内

位置図



